

令和7年度 第128回 都市計画審議会

東京都市計画 生産緑地地区の変更について



令和7年10月27日
世田谷区都市整備政策部
都市計画課

8月4日都市計画審議会(報告)からの追加報告

東京都市計画生産緑地地区の変更（世田谷区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類および面積

種類	面積
生産緑地地区	約77.81ha

総面積の変更

第2 削除のみを行う位置および区域

名 称	位 置	削除面積	備考
23 桜丘	世田谷区桜丘四丁目地内	約 3,340 m ²	地区の一部
59 桃工水	世田谷区桃工水二丁目地内	1,480 m ²	地区の一部
131 尾山台	世田谷区尾山台三丁目地内	700	地区の全部
145 野毛	世田谷区野毛三丁目地内	110	地区の一部
160 中町	世田谷区中町三丁目地内	2,000	地区の全部
171 玉川	世田谷区玉川四丁目地内	600	地区の全部
176 濱田	世田谷区濱田四丁目地内	2,090	地区の全部
246 深沢	世田谷区深沢三丁目地内	1,830	地区の一部
291 祖師谷	世田谷区祖師谷六丁目地内	1,090	地区の一部
302 千歳台	世田谷区千歳台二丁目地内	300	地区の一部
303 千歳台	世田谷区千歳台二丁目地内	60	地区の一部
306 千歳台	世田谷区千歳台二丁目地内	540	地区の一部
358 喜多見	世田谷区喜多見三丁目地内	1,410	地区の全部
359 喜多見	世田谷区喜多見三丁目地内	620	地区の全部
400 宇奈根	世田谷区宇奈根一丁目地内	210	地区の一部
431 宇奈根	世田谷区宇奈根三丁目地内	450	地区の一部
443 岡本	世田谷区岡本一丁目地内	1,000	地区の全部
459 岡本	世田谷区岡本三丁目地内	830	地区の全部
493 上北沢	世田谷区上北沢一丁目地内	2,450	地区の全部
575 南烏山	世田谷区南烏山一丁目地内	1,770	地区の全部
608 北烏山	世田谷区北烏山六丁目地内	2,120	地区の一部
670 錦田	世田谷区錦田三丁目地内	990	地区の全部
732 千歳台	世田谷区千歳台二丁目地内	1,760	地区の全部
計	23 件	約 27,730 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

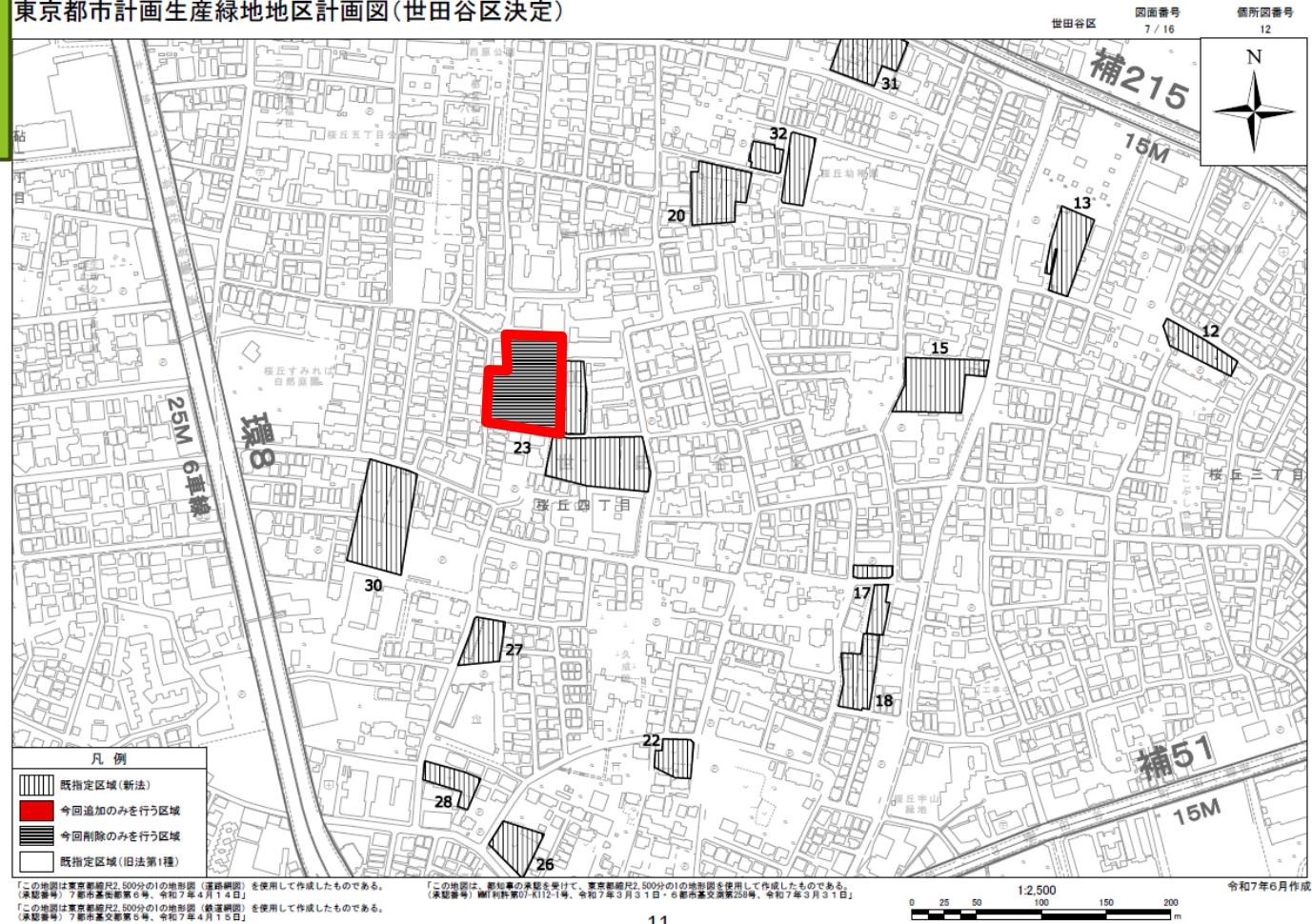
賈取申出に伴う行為制限の解除、生産緑地法8条4項による公共施設の設置により 生産緑地の機能を維持することが困難となつた生産緑地地区を削除する。

桜丘農業公園の供用開始による生産緑地地区の削除
(生産緑地法第8条4項)

桜丘農業公園について

諮詢資料p11
計画図7／16

東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)



桜丘農業公園について

供用開始までのスケジュール

令和4年度

- ・8条4項通知
- ・世田谷区土地開発公社による先行取得

令和6年度

- ・事業認可取得
- ・世田谷区による買戻し
- ・公園整備工事

令和7年3月31日 供用開始

公園全景



パーゴラ・遊具広場

東京都市計画生産緑地地区の変更内容

説明用資料1

令和7年10月27日

都市整備政策部都市計画課

東京都市計画生産緑地地区の変更について

1 種類、件数及び面積

東京都市計画生産緑地地区 465件→453件 約80.36ha→約77.81ha
(約803,610m²→約778,090m²)

2 変更概要

(1) 削除のみを行う区域

- ・生産緑地法第14条によって行為制限が解除された区域等 22件 約2.44ha
(約24,390m²)
- ・生産緑地法第8条4項による公共施設を設置した区域 1件 約0.33ha
(約3,340m²)

(2) 追加のみを行う区域

- ・都市計画決定権者が必要と判断したもの 8件 約0.19ha
(約1,880m²)

都市計画案の縦覧について

6

縦覧期間

令和7年8月22日 から 令和7年9月5日 まで

意見書の提出：なし

今後の予定

令和7年11月上旬 都市計画決定・告示

6